

奈良県告示第四百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年七月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
飛鳥川クリニック	橿原市新口町一一九―三	平成二十八年一月三日
医療法人社団桜和会奈良デンタルクリニック	大和郡山市高田町一四八番地 リベルティ大和郡山〇一A号	平成二十八年一月十八日
ハート薬局	香芝市下田西一丁目一〇番一九号	平成二十八年一月三十一日
株式会社丸金薬局	天理市川原城町三〇四	平成二十八年二月二十九日